

市議会通信

～チーム登米市議会～

登米市議会

平成30年12月7日

No.3

発行：登米市議会事務局

☎0220-22-1913

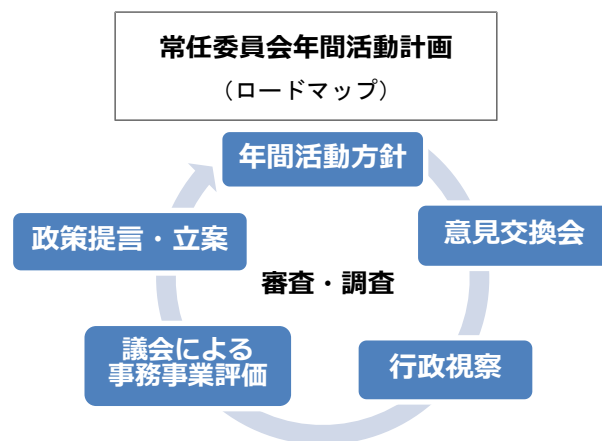
市議会に関する情報を議員各位と事務局で共有するため、市議会通信を発行します。お目通し願います。

■ 常任委員会 活動見える化で進捗確認

今年度から各常任委員会において、年間活動テーマやスケジュールを決め、調査活動に関連性を持たせ、効率的・効果的に委員会活動を展開するため年間活動を可視化しています。

年度末は常任委員会活動の成果、政策提言、課題についてまとめの時期となります。これまでの委員会活動で見える化し、執行部へしっかり伝える事は伝え、また常任委員会活動を振り返り、委員会として取り組まなければならない事を整理し、次年度の常任委員会活動につなげて行きます。

常任委員会毎の年間活動計画と取り組み状況をご確認頂き、今後の活動の進め方の参考にして下さい。



■ 市重要計画への参画ルール決まる

登米市議会基本条例において、市の方向が定められる基本計画を議決対象としています。現在、議決事項4項目を規定していますが、計画運用に関わる議会の参画ルールが明確ではありませんでした。

各常任委員会や政策企画調整会議、全員協議会で検討がなされ、検討の結果、今回は議決事項4項目の市重要計画への参画についてルール化することと議会運営委員会で決定され、12月定期議会に議会基本条例の一部を改正する条例を上程します。なお、議決事項の追加については、今後も引き続き検討することになりました。

《議決事項4項目》

- ① 総合計画基本構想及び基本計画
 - ② 行財政改革大綱
 - ③ 環境基本計画
 - ④ 原子力発電施設に係る安全協定等の締結
- 削除 行財政改革実施計画
- 追加 策定、変更又は廃止
- 追加又は解消

■ 行政視察 委員会で主体的に受け入れ

今年度も常任委員会等で全国各地の自治体に行政視察に出向いております。伺った際には、先方の親切丁寧な対応を受けています。これまで本市議会の行政視察受け入れは、議長と担当委員会委員長でお出迎えし、担当部局や事務局職員が取り組み内容を説明しています。

先日開催の議会運営委員会において、今後の議会運営、広報広聴、議会改革の行政視察受け入れ時の説明については、委員会が主体となって対応することになりました。他議会との情報交換や、これまでの取り組みを確認・整理する絶好の機会です。ご理解とご対応をお願いします。

なお、説明資料については、誰でも説明できるよう、事務局がパワーポイント等の資料を準備します。

《行政視察受け入れ状況》

担当	団体数	調査事項
産業建設	9	6次産業化、地域ブランド化、ふるさと創生ベンチャー起業支援、有機センター、和牛振興・園芸振興、観光、循環型経済(農業・林業)等
議会運営	7	通年議会、議会ICT化、大型ディスプレイ、タブレット等
教育民生	5	小中一貫校、2020オリ・パラ事前合宿誘致、オリジナル歩き旅等
広報公聴	2	議会だより、意見交換会等
消防	1	重要文化財の火災予防対策等
合計	24	216人対応(11月末現在)

登米市議会のお・も・て・な・し



■ 一般質問パワーアップ

一般質問は、議員が多種多様な市民の声や自らが考える市民福祉向上の在り方を発言する場であり、また、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場です。議員が議会の一部となって市政への監査機能、政策提案機能を果たすことができる、「意義のある」場とされています。

一般質問での問題提起や現状分析に、執行部側のなんらかの納得を引き出せることが大事です。事務的な見解を質すもの、制度の説明を求めるもの、単なる要望に留まるものなどは、慎むべきとされています。

《一般質問と質疑の違い》

	一般質問	質 疑
対象	市政全般	議案
性質	行政全般に関する質問を行い、執行機関の見解などを求めることができる	議案について疑義を質すために行われる
実施できる会議	定期議会のみ	定期議会、特別議会ともに可能
機能	自己の意見を表明し議論する	行政をチェックする
適さない発言	<ul style="list-style-type: none"> ・要望やお願い、お礼の言葉を述べること ・資料を要求すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案に関係ない質問や質疑をすること ・自己の意見を述べること ・賛否を表明すること

ー口メモ『質疑と討論』

本会議の質疑の中で、議案に対する賛成や反対という自己の意見を述べることはできません。自己の意見は、討論の中で、しっかり理由を述べて行います。

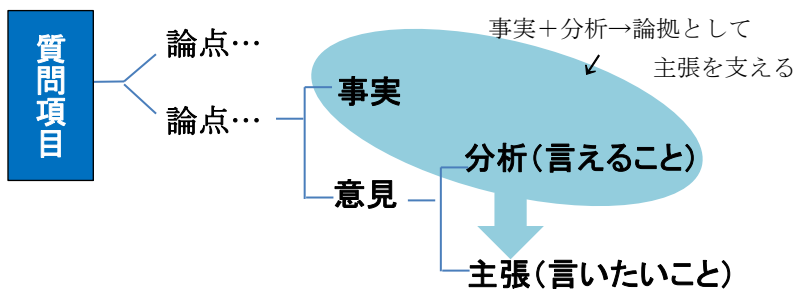
ただし、委員会での質疑は、納得の行くまで何回も質疑し、自己の意見を述べることができます。



市民の困りごとの現場、課題を担う行政の現場、2つの現場の事実をしっかりと分析し、はっきり主張する。こうした議論を通じた対話の積み重ねが、政策資源として蓄積されて行きます。

これまで行われた一般質問について「登米市議会の政策資源」として集約しています。今後の一般質問や政策提言等の場面でお役立て下さい。

《一般質問の構成イメージ》



一般質問や審議途中で、執行部に資料を要求する場面が多々ありますが、議員個人には資料請求権が与えられておりません。資料を必要とする場合には、登米市議会基本条例に基づいた資料請求手続きにより請求願います。

なお、資料請求にあたっては、情報・資料が国・県・市等がホームページ等で公表されていないか、過去に常任委員会等で提供されていないか等、ご確認の上、手続きされますようお願いいたします。

ご不明な点は、事務局にご相談下さい。

〔参考図書〕 議員必携第十次改訂新版、地方議会人 2016・7月号「質問力で高める議員力・議会力」

■ 議会事務局から 事務連絡

✎ 議案配付用エコバックの返却について

議案書等の配付にエコバックを使用しています。お手元に議案書等が届いてから返却されず、毎回エコバックが不足しています。早めにお戻し下さいますようお願いいたします。

✎ 会議等の欠席について

本会議や委員会を欠席する場合は、届出が必要です。事前に『欠席届』を議長に書面で提出下さいますようお願いいたします。

届出る暇がない場合は必ず連絡願います。

